

各務原市委託業務検査要領

(平成26年3月24日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「契約規則」という。）の関係規定に基づき、各務原市が委託契約した調査、測量及び設計等の業務（以下「委託業務」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が委託契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う委託の既履行部分の確認を含む。）及び履行途中において、契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 検査権者 契約事務を担当する部の長をいう。
- (3) 監督権者 委託業務を所管する部の長をいう。
- (4) 検査員 検査権者から当該業務の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) 検査立会員 検査権者から当該業務の検査立会を命ぜられた者をいう。
- (6) 監督員 監督権者から土木工事にかかる設計等の業務の指示、承諾又は協議の業務等を命ぜられた者であり、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。
- (7) 調査員 調査権者から建築工事にかかる設計等の業務の指示、承諾又は協議の業務等を命ぜられた者であり、総括調査員、主任調査員、一般調査員を総称していう。
- (8) 受注者 契約規則により委託業務の請負契約を締結した契約の相手方をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 完了検査 委託業務契約約款（以下「約款」という。）第31条第2項」に基づき委託業務の完了を確認するための検査
- (2) 既履行部分検査 約款第37条第1項及び第2項に基づき委託業務の一部が完了し引渡しを受ける場合、又は約款第45条に基づき契約解除により既履行部分の引渡しを受ける場合で、委託業務の既成部分を確認する検査
- (3) 中間検査 設計図書に基づき委託業務が適正に実施されていることが完了後明視できない部分、又は発注者が重要と判断する部分について委託業務の作業中に行う検査

(検査の期日)

第4条 検査は、約款の規定により完了届又は指定部分完了届若しくは修補完了届を受けた日から10日以内かつ契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

（兼務の禁止）

第5条 検査員は、委託業務の監督員又は調査員（以下、監督員等という。）を兼ねることはできない。ただし、特別の技術を要するため監督員等以外の職員により行うことが著しく困難な場合においては、この限りでない。

（検査の日時等の通知）

第6条 検査権者は、検査を実施しようとするときは、受注者に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を連絡するものとする。

（検査員の選定）

第7条 検査権者は、毎年度当初に検査を担当する職員を原則として各務原市行政組織規則（昭和46年8月31日規則第15号。以下「行政組織規則」という。）第23条第1項に規定する課長等及び参事以上の職にある職員のうちからあらかじめ選定する。ただし、検査権者は、事業担当課の属する部の長が指名する同規則第28条に定める主幹の職にある職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2の規定により管理監督職以外の職に降任となった職員（降任前の職務の級が7級又は8級であった者に限る。）も検査員に選定することができる。

（検査員の指定）

第8条 検査員の指定は、前条の職員のうちより検査ごとに命令書（様式第1号）により行う。

2 検査権者は、必要があると認めるときは2名以上の検査員を指定することができる。

この場合において、検査権者は、それぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。

（検査員の職務、権限）

第9条 検査員は、検査に先立って委託業務の指示事項等を確認しなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に業務の書類及び資料の提出、又は事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、完成検査において既履行部分検査又は中間検査にて確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（様式第2号）で指示

し、その完成を確認するものとする。

5 検査員は、不合格の判定をした場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、修補の命令（様式第3号）をしなければならない。

（検査立会員の指定）

第10条 検査権者は、契約担当者又は検査員と異なる課の職員でかつ管理職員等の範囲を定める規則（平成11年4月1日公平委員会規則第8号。）第2条に規定する職員を検査ごとに検査立会命令書（様式第4号）により検査立会員として指定する。ただし、検査権者が特別な事情があると認める場合においては、同規則第25条に定める係長以上の職にある職員でかつ検査員と違う課の職員を検査立会員に指定することができる。

2 予定価格が1,000万円以上の委託検査については、監督員等は検査立会員を兼ねることができる。

（立会人等）

第11条 検査員は、前条で規定する検査立会員、監督員等、受注者又はその代理人及びその委託業務の管理技術者の立会いのもと検査を実施することとする。

（検査の準備）

第12条 監督員等は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

（1）契約書、設計図書、委託業務チェックリスト（様式第5号及び6号）（以下「チェックリスト」という。）、打ち合わせ記録、協議書その他契約履行の記録等検査に必要な書類

（2）業務現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示

（3）検査に必要な用具及び人員

（4）その他検査員があらかじめ指示した事項

（検査結果報告書の作成）

第13条 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査結果報告書（様式第7号）を作成し、検査権者に提出しなければならない。

（再検査）

第14条 検査員は、受注者から修補完了届（様式第8号）を受けたときは再検査をしなければならない。

2 再検査は、第3条から第13条までの規定を準用する。

（検査調書の作成）

第15条 検査員は、検査を終了したときは、検査調書（各務原市建設工事検査要領（平成25年3月25日決裁）第17条に規定する検査調書）を作成しなければならない。

（検査の委託）

第16条 検査権者は、特に専門的な知識又は技能を必要とするもの、その他必要と認められる場合は、市の職員以外の者に検査を委託することができる。

(適用除外)

第17条 当初設計金額100万円未満の委託業務はこの要領によらないことができる。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則（平成28年3月2日決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日決裁）

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

検査権者

検 査 命 令 書

下記の業務の検査員を命じます。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 受 注 者 名

4 検 査 予 定 日

様式第 2 号(第 9 条関係)

検 査 結 果 指 示 書

年 月 日

受注者 様

検査員 氏名

年 月 日検査の結果、下記のとおり指示します。

契約番号			
業 務 名			
履行場所			
履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日	契約金額	円
受注者側 立会人氏名		発注者側 立会人氏名	
指示内容			
修補期限	年 月 日		

監督権者 様

上記のとおり受注者に指示したので、完了確認検査をお願いします。
なお、確認検査後は、別添「軽微な修補完了確認報告書」により報告願います。

様式第 3 号（第 9 条関係）

修 補 命 令 書

契約番号	
業務名	
履行場所	
修 補 事 項	
修補期限	平成 年 月 日
上記のとおり修補を命じる。 年 月 日 受注者 様 検査権者 印	

（注） 修補事項が完了したときは、修補完了届を提出し、検査を受けること

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

様

検査権者

検査立会命令書

下記の業務の検査立会員を命じます。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 受 注 者 名

4 検 査 予 定 日

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

委託業務チェックリスト				
(完了・既履行部分)測量、設計委託チェックリスト				
契約番号				
業務名				
履行場所		監督員 調査員		
業務委託料	当初	円	受注者側 (管理技術者)	
	変更	円		
	変更	円		
履行期間	当初	年 月 日 ～ 年 月 日	受注者	
	変更	年 月 日 ～ 年 月 日		
	変更	年 月 日 ～ 年 月 日		
(設測 計量 基内 準容)				
(設測 計量 条件 条件)				
関係諸官庁等の打合せ事項		別添資料とする。		
打合せ議事録		別添資料とする。		

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

チ ャ ッ ク 項 目 内 訳										
チェック項目	指示、承諾、協議の内容	一般監督員 一般調査員		主任監督員 主任調査員		総括監督員 総括監督員		検査員		備考
		チェック月日	印	チェック月日	印	チェック月日	印	チェック月日	印	

(注)総括監督員、総括調査員を置かない場合は、総括監督員、総括調査員欄を斜線で抹消する。

様式第 7 号（第 1 3 条関係）

	部長	次長	課長	係長	担当

年 月 日

検査権者 様

検 査 員

完 成 検査結果報告書
(修 補)

命により、 年 月 日 契約番号
を検査しましたから、別紙のとおり報告します。

業務名

記

- 1 検査調書
- 2 修補指示の有無 有 ・ 無
- 3 その他資料

様式第8号（第14条関係）

修 補 完 了 届

年 月 日

監督権者 様

受注者 住所
氏名

このことについて、修補改造を完了しました。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 履 行 場 所

4 契 約 金 額 円

5 修 補 年 月 日 年 月 日

6 修 補 完 了 年 月 日 年 月 日

7 修 補 の 内 容